

○大野市男女共同参画推進委員会

本委員会は、大野市男女共同参画推進条例第 15 条の規定に基づき、大野市男女共同参画推進委員会設置要綱により定め、設置しています。

大野市の男女共同参画推進に関する施策の策定や実施を目的とし、以下の事項について、協議し、市長に提言することとしています。

- ・基本計画の策定に関すること
- ・基本計画の推進に関すること

◎基本計画 ⇒ ◎第 3 次大野市男女共同参画プラン

そのほか、以下の事項について協力いただいています。

- ・基本計画の策定及び推進
 - ⇒ 委員が所属している各団体や市民の方々に対する男女共同参画の事業啓発や推進
- ・基本的な方針・施策・重要事項等についての審議及び提案
 - ⇒ 国に準拠して市の条例等を変更する際に、内容を審議
- ・市の施策の実施状況確認
 - ⇒ 市が男女共同参画のために、実施を検討している事業の内容に対する意見や提案
- ・市民への事業の啓発及び研修等への参加呼びかけ

男女共同参画の市民への浸透は、市が中心となって事業を進めています。市民の意識啓発や地域リーダー育成研修は、「大野男女共同参画ネットワーク」が企画、運営等を進めています。

<参考>

●男女共同参画に関する条例等

- ・男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日制定）
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年 9 月 4 日制定）
- ・大野市男女共同参画推進条例（平成 18 年 3 月 27 日制定）
- ・大野市男女共同参画推進委員会設置要綱
- ・大野市男女共同参画推進本部設置要綱（廃止）